

## 日本移植学会 倫理指針

### (生体腎移植の提供に関する 補遺)

提供者の「自発的意思」の確認：日本移植学会・倫理指針(平成15年10月改訂)に定める「家族以外の第三者による確認」を必要とする。第三者とは、「倫理委員会が指名する精神科医などの者」とする。

提供者の「本人確認」：同一世帯であれば基本的に保険証で確認可能であるが、別世帯の家族や親族、姻族となった場合、「顔写真付きの公的証明書」で確認する。主治医は確認したことを診療録に記載する。「顔写真付きの公的証明書」を所持していない場合は、倫理委員会に本人確認のための資料を提出し、倫理委員会が本人確認を決定する。

提供者と移植希望者との間に金銭授受などの利益供与が疑われる場合は、即座に提供に至るプロセスを中止する。

## 生体腎移植実施までの手順

提供者は親族に限定する。親族とは6親等以内の血族と3親等以内の姻族とする。

親族に該当しない場合においては、当該医療機関の倫理委員会において、症例毎に個別に承認を受けるものとする。

その際に留意すべき点としては、有償提供の回避策、任意性の担保などがあげられる。また、実施を計画する場合には日本移植学会に意見を求めるものとする。日本移植学会は倫理委員会において当該の親族以外のドナーからの移植の妥当性について審議して、その是非についての見解を当該施設に伝えるものとするが、最終的な実施の決定と責任は当該施設にあるものとする。

主治医(外来担当の移植医)が提供候補者に腎移植提供手術について文書を用いて説明する。この文書には、術前・術後の危険性についての詳細な内容が記載されている必要がある。

提供候補者は腎提供に関する十分な知識を得た後で「腎提供の承諾書」に署名する。そのために、1)提供候補者が十

分な時間をかけて意思決定出来るよう、一旦説明文書を持ち帰り考慮期間を設けること、2)提供候補者が質疑応答によって腎提供に関する十分な知識を得ることが出来る医療相談体制を整えること。それには主治医だけではなく、レシピエント移植コーディネーターや看護師、臨床心理士、MSW（メディカルソーシャルワーカー）などによる提供候補者の意思決定を支援できる医療体制を整備する。

提供候補者は自発的意思で提供するという同意の上で、「生体腎移植提供承諾書」に署名する。その際、提供候補者の家族も、提供することを理解していること。

最終的な提供候補者の自発的意思の確認は第三者による面接によって行う。その上で、第三者による「提供候補者の自発的意思の確認」を得る。

提供候補者が複数の場合も同様の手順とする。

組織適合性検査および提供候補者の全身状態、腎機能を検査する。この時点で提供者として不適格であることが判明した場合は主治医(外来担当医あるいは病棟担当医)が提供候補予定者にその内容を説明し、提供者から除外する。

最終のインフォームド・コンセントは術前に主治医(外来担当医あるいは病棟担当医)が行う。

提供候補者は提供手術が実施されるまで、提供の意思をいつでも撤回できることを、医療者は保障する。

ドナー候補者への心理的圧力が存在することが疑われる場合や、候補者の意思が何らかの理由で揺らいでいることが疑われる場合も同様に対応する。